

令和元年度第1回
大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成元年7月3日(水)

司会

開会の時間も参りましたので、始めさせていただきたいと思います。

ただいまから令和元年度第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます福祉局高齢者施策部高齢福祉課の認知症施策担当課長代理の大北と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、皆様のお手元にお配りしております資料のご確認についてお願いいたします。

(配付資料の確認)

○司会

続きまして、本日もご出席いただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。時間の関係もございまして、今回1名新たな委員の方を就任させていただいておりますけども、お手元にお配りしております委員名簿をご確認、ごらんいただきまして、私のほうから各委員のお名前をご紹介させていただきますのでよろしくお願いいたします。委員名簿をごらんください。本日もご出席の方ということでお名前を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

上田委員でございます。

上田委員

上田です。よろしくお願いいたします。

司会

北垣委員でございます。

北垣委員

よろしくお願いいたします。

司会

白澤委員でございます。

白澤委員長

白澤です。

司会

高橋委員でございます。

高橋委員

高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

田中委員でございます。

田中委員

田中です。どうぞよろしくお願ひします。

司会

中西委員でございます。

中西委員

どうぞよろしくお願ひいたします。

司会

西嶋委員でございます。

西嶋委員

西嶋です。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会

新田委員でございます。

新田委員

どうぞよろしくお願ひいたします。

司会

早瀬委員でございます。

早瀬委員

早瀬です。よろしくお願ひします。

司会

日裏委員でございます。

日裏委員

日裏です。よろしくお願ひいたします。

司会

今回新たにご就任していただきました前川委員でございます。

前川委員

前川です。よろしくお願ひいたします。

司会

宮川委員でございます。

宮川委員

宮川です。よろしくお願ひします。

司会

山川委員でございます。

山川委員

山川です。よろしくお願ひいたします。

司会

また、オブザーバーとしまして大阪府行政書士会からご推薦いただきました小林行政

書士にご参加いただいております。

小林オブザーバー

小林でございます。よろしくお願いいたします。

司会

なお、名簿でお名前を申し上げませんでした雨師委員、石川委員、佐々木委員、宮田委員におかれましてはご都合により欠席をされております。

次に、事務局側の職員を人事異動の関係もございましたのでご紹介をさせていただきたいと思います。

久我高齢者施策部長でございます。

事務局（久我）

久我でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

河野生活福祉部長でございます。

事務局（河野）

河野でございます。よろしくお願いいたします。

司会

大田認知症施策・地域包括ケア推進担当部長でございます。

事務局（大田）

大田です。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

青木認知症施策担当課長でございます。

事務局（青木）

青木です。よろしくお願いいたします。

司会

新原高齢福祉課長でございます。

事務局（新原）

新原でございます。よろしくお願いいたします。

司会

松村地域福祉課長でございます。

事務局（松村）

松村です。よろしくお願いいたします。

司会

森相談支援担当課長でございます。

事務局（森）

森でございます。よろしくお願いいたします。

司会

池田福祉活動支援担当課長でございます。

事務局（池田）

池田です。よろしく申し上げます。

司会

山藤事業者指導担当課長でございます。

事務局（山藤）

山藤です。よろしく申し上げます。

司会

田中在宅サービス事業担当課長でございます。

事務局（田中）

田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

健康局から森在宅医療担当課長でございます。

事務局（森）

森でございます。どうぞよろしく申し上げます。

司会

よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして大田認知症施策・地域包括ケア推進担当部長よりご挨拶申し上げます。

事務局（大田）

大田でございます。本日は、令和元年度第1回地域包括支援センター運営協議会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素より高齢者施策の推進にご尽力をいただいておりますこと、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

本市におきましては、平成29年4月に、介護保険制度が持続可能なものとなるよう、介護予防と自立支援を重視した介護予防・日常生活支援総合事業をスタートいたしました。地域包括支援センターは、総合事業に係るケアマネジメントという本制度の趣旨を実現させるための根幹となる業務を担っていただいております。

さらに、昨年度からは、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを進められるよう、地域で活動する介護支援専門員を多職種により支援する自立支援型ケアマネジメント検討会議の事務局も担っていただいているところでございます。

高齢者を取り巻く課題が多くある中、地域包括支援センターは、より一層、地域包括ケアシステムの中核的な役割が期待されているところであります。

本協議会におきまして、地域包括支援センターの適切な設置、運営を図るためのご意見を頂戴いたしまして、高齢者への包括的支援の充実につなげていきたいと存じます。

本日の協議会では、地域包括支援センターの昨年度の運営状況の報告ですとか、来年度に契約を行う地域包括支援センターの選定などについてご審議いただくこととしております。

皆様方におかれましては、本市における今後の地域包括ケアの深化・推進のため活発なご議論をお願いいたしまして、本日の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

司会

本日の運営協議会につきましては、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき公開することとなります。

なお、個人情報などの非公開に相当する内容を審議する場合におきましては、本協議会にお諮りした上で一部を非公開とさせていただく場合もございますので、よろしく願いいたします。

また、公開となる部分につきましては、ご発言いただきました委員のお名前及び事務局側の職員の発言者氏名を含めまして、議事要旨とともに議事録を作成しまして本市ホームページにおいて公開することとなりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

以降の会議の進行につきましては白澤委員長をお願いしてまいりたいと存じます。

白澤委員長、よろしくお願いいたします。

白澤委員長

本日は、大変お忙しい中、第1回の大阪市地域包括支援センター運営協議会にお集まりいただきどうもありがとうございます。座って進めさせていただきますが、先ほどご報告もございましたように、今日は、昨年度の実施状況等中心にして、選定等々についてご議論いただくんですが、議題1ですが、地域包括支援センター運営状況の報告について、事務局からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

事務局（青木）

福祉局高齢施策部認知症施策担当課長の青木でございます。

それでは、議題1としまして地域包括支援センター運営状況につきまして、まずは平成30年度地域包括支援センター及び総合相談窓口（ランチ）の活動状況につきまして、地域包括支援センター等の事業実績の集約、分析などを委託しております大阪市社会福祉協議会の担当者の方に説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

連絡調整事業担当者

地域包括支援センター連絡調整事業を担当しております大阪市社会福祉協議会地域福祉課、麻井でございます。どうぞよろしくお願い致します。

平成30年度の地域包括支援センター活動状況につきまして、資料 別冊を中心にご報

告させていただきます。資料 につきましては正面のパワーポイントにおいてもお示ししておりますので、ごらんいただければと思っております。

平成30年度の総合相談延べ相談件数は昨年度と比べ11.7%増加しております。

相談実人員では微増でございました。

また、相談実人員における訪問相談の割合につきましても46.3%から46.8%と微増でございました。

総合相談内容の内訳では、昨年同様、介護サービスに関すること、経済・生活問題、介護予防サービスに関することの順に多く、また、割合につきましても昨年度と大きな差は見られませんでした。

相談相手につきましても、昨年同様、本人、家族、介護支援専門員の順に多くなっておりました。

総合相談からの考察でございます。総合相談実人員の多い包括では地域住民から相談が上がりやすい環境整備として、定例の話し合いの場の設定など、地域関係者と一体になり、多機関・他職種と協働した取り組みをされ、区全体として取り組んでおられる事業が根底にございました。

具体でありますと、生野区で区全体で進められておりますいくみんホルダーでございます。この事業は、平成23年度の認知症ネットワーク会議において取り組むことになり、毎年新規の登録者がおられ、年に1回は登録内容のモニタリングをするなど、丁寧なかかわりをされております。

相談延べ件数の多い包括では、背景といたしまして複合的課題や経済的課題があり、世帯としての支援や成年後見制度の活用支援などからよりかかわりが多岐になり、支援回数も多くなっていると推察されます。

総合相談が実人員の伸びよりも延べ人数の伸びが高い背景には高齢者の相談内容が複雑化していることが考えられます。高齢者の課題解決に係る連携先として、認知症初期集中支援チームや医療・介護連携コーディネーター、そして生活支援コーディネーターとの連携が必要と考えられ、さらなる相談件数の伸びが期待されます。

包括的・継続的ケアマネジメントのご報告でございます。会議開催・参加状況につきましては微増、それぞれの会議につきましても昨年度からは微増でございました。

各会議につきましてのご報告をさせていただきます。個別ケース検討の地域ケア会議でございます。この会議は、継続した支援の中で、支援経過の確認や危機介入の時期の検討の場として、またモニタリングの場として、そして法定後見人への引き継ぎの場としての目的を持ち、開催されておりました。開催回数の多い東成区北部では、認知症や高齢者の精神疾患、家族の精神疾患などが多く、お一人で3回から4回開催されておられました。

事例検証・振り返りの地域ケア会議でございます。この会議では、年度の特徴的な事例の検証や、小地域ごとにスーパーバイザーを招いての検証、地域課題の集約などを目的に開催されておりました。また、支援者などへのスキルアップにもつなげておられました。

開催回数の多い西区では、計画的にスーパーバイザーを招き、上半期・下半期に分けて開催をなされておりました。

見えてきた課題のまとめの地域ケア会議及び見えてきた課題への対応のための会議でございます。これらの会議では、個別支援の地域ケア会議から見えてきた地域の課題を集約し、共通した課題をまとめ、地域の関係者に報告し、取り組みを検討する場として開催をされておられました。見えてきた課題のまとめの地域ケア会議の開催数が多い東生野包括では、毎年、小地域ごとに定期的に行われております。具体的には、地域分析や個別地域ケア会議からの地域課題のまとめを伝え、取り組み、取り組み後には報告、そして計画の修正と、PDCAサイクルを丁寧に継続的に積み重ねておられます。また、見えてきた課題への対応のための会議開催が多い都島区包括では、課題取り組みとして地域住民が主体となったコグニサイズの普及を上げられ、その取り組みのモニタリングを丁寧に積み重ねておられました。

自立支援型検討会議でございます。平成30年度途中から、自立支援・介護予防の観点を踏まえて、要支援者などの生活行為の課題の解決など、状態の改善に導き自立を促すこと、ひいては高齢者のQOLの向上を目指し、また、介護支援専門員等へのスキルアップを目的として開催されておられます。最高回数は4回で、平均回数は2.5回ございました。3回開催が最も多く、30包括でございました。

その他ネットワーク構築の会議です。会議全体では3%の増加でございましたが、主催・共催では18.9%ふえておりました。地域等との関係づくりに関する会議では、会議全体では3%の増でありましたが、主催・共催では約6%ふえておりました。さきのスライドのその他のネットワーク構築の会議においても主催・共催の割合がふえており、包括として戦略的にかかわっている傾向がうかがわれました。

包括的・継続的ケアマネジメントにおける会議開催についての考察です。前年度と大きな変化はございませんでしたが、開催形態につきまして主催・共催の割合がふえており、主体的に連携を深めるための関係づくりへ通じていることが推察されます。地域づくりを目指すには、地域包括支援センター単独ではなく、在宅医療・介護連携コーディネーターや生活支援コーディネーター、そして認知症初期集中支援チームを含む認知症強化型地域包括支援センターと課題を共有し、解決に向けて取り組むことが重要と考えられます。その結果として今後も会議開催数の伸びが期待されます。

介護支援専門員への支援でございます。介護支援専門員個別相談件数は昨年度から12.3%増加しておりました。大阪市におきましては平成29年度から新しい総合事業が始まり、初回ケアプラン作成までに地域包括支援センターが介護支援専門員と同行訪問するなどして、本人との面接によるアセスメントを行うことが徹底されました。相談件数の伸びはそのことも影響していることがうかがわれます。特に前年度からの伸びが高い城東区では、介護支援専門員との同行訪問による支援のみならず、その後の進捗確認を行うなど、丁寧なかかわりをなされておられました。

ここからは総合相談窓口（ブランチ）の報告でございます。

延べ相談件数は、平成25年度から相談員の体制が1名配置となり一定の相談件数を保っております。身近な相談窓口として機能していることが推察されます。

相談内容では、昨年と同様に、経済・生活問題、介護サービスに関することの順に多い傾向にございました。

以上をもちまして、平成30年度の地域包括支援センター活動状況を報告いたしました。本年度も、さらなる包括の取り組みや実績の把握に努めます。

ありがとうございました。

事務局（青木）

引き続きまして、地域包括支援センター収支状況についてご説明申し上げます。

資料 の17ページをごらんください。

平成28、29、30年度の決算を掲載しております。

右端の30年度決算の列をごらんください。地域包括支援センターは66カ所、職員数が344名、ブランチが68カ所、1号被保険者の人数が68万8,550人でございます。

まず、人件費の決算額についてでございます。基準配置の三職種が17億8,402万672円、地域ケア推進担当が1億5,615万1,770円、認知症強化型地域包括支援センターの担当であります認知症施策推進担当が6,564万9,830円、昨年度より実施しております自立支援型ケアマネジメント検討会議の従事者分として9,783万7,750円、以上、記載はございませんが、人件費合計決算額は21億366万22円となっております。

次に、物件費の決算額についてです。センター運営費、具体事業費、事務費や、昨年度の途中より実施しております自立支援型ケアマネジメント検討会議開催費用等で、物件費合計決算額は6億773万3,694円となっております。

人件費及び物件費の合計決算額でございますが、右下となります、27億1,948万2,528円となっており、前年度比103.5%でございます。

次に、18ページをごらんください。

平成30年度の地域包括支援センターごとの委託料額、確定金額、戻入額の表です。戻入額合計は、右下の欄のとおり、1億9,379万5,298円となっております。このうち人件費の戻入額が1億5,033万9,978円でございます。戻入額合計における人件費戻入の割合が約77%となっております。

人件費の戻入が多くなっていることにつきまして、本市の人件費積算については、少しでも実務経験を有する職員や資質の高い職員を雇っていただくために職員1人当たり600万円としており、ほかの自治体に比べて高い金額となっているところですが、この金額を下回る人件費の職員が多かったことが主な理由であると推測されます。

また、年度途中の退職や人事異動の影響により、一時的に欠員状態となったことによる戻入も生じております。

なお、年間を通じて職員配置ができていなかったという包括はございません。

包括の繁忙状況に対応するため、また、少しでも人件費を有効に活用していただくための方策として、本市としましては、これまでに人件費の範囲内で人員基準を超えた加配職員や基準三職種の補助業務職員の雇用を可能としたり、地域ケア推進担当職員や体制強化職員の配置を行ってきたところでございます。

議題1のうち、平成30年度地域包括支援センター収支状況については以上でございます。

白澤委員長

第1号議案ですが、地域包括支援センターの活動と収支につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

はい。

早瀬委員

早瀬です。

大変活発に、だんだん活動が地域に定着しているなと思って、その点、皆さんのご努力にすごく感心しているんですけども、評価部会のと看にときどき発言しているんですが、なかなか実際は本当は難しいんですが、今の例えば活動概況、活動状況などですが、アウトプットなんですよ、アウトカムではない。つまり、何回会議したかとか、どんだけ、これ、いわゆるアウトプット、結果であって、成果の評価にはならないですね。ただ単に参加したからじゃなく、そこでどういふふうにみんなの意識が変わったかとか、具体的な相談されている方は不安がどの程度解消したかとか、それが成果ですよ。すごい難しいのと、そういうことまでやろうとするとむちゃくちゃ事務が多くなるので、その辺の事情はよくわかるんですが、ただ、例えば今、県民預金の制度が少しずつ具体化していますけど、あそこの評価、基本的に社会的インパクト評価であって結果じゃないですよ。だから、その辺のところ、今後数年後でいいんですけど、そういう視点からの評価の仕方の研究を、しかもできるだけ簡便にというか、むちゃくちゃそのために事務に追われるとかはなんなんですけど、どこかにそういう視点も何か、ただサンプル的に何かその決算にするとかいうようなことができたらなと思ってちょっと……。大変よくやっておられることはよくわかっているんですが、そういったことも必要かなと思いました。

以上です。

白澤委員長

活動状況の集計について、単に何回という議論じゃなく、実質的にどのような成果を上げたかというようなことを、もう少し準備していただいたらいいんじゃないかと、こういうことですが、あれありますよね、年次で毎年こういうようなアウトプットとして出ているので、あれを同時にご報告いただくと少しはわかるんじゃないですかね。地域ケア会議でどういうようなことをやったかとかの報告もありますよね。これはきょう入っていないのかな。

事務局（青木）

地域課題の。はい、入っております。

白澤委員長

それを同時に何かやっていただくともう少し、今、早瀬委員がおっしゃっているような部分もできるんじゃないかと思っておりますので。これ、後から多分報告あるということ。

事務局（青木）

今の実績の報告のような詳細なご報告の予定はございませんけれども、資料でお示しは。

白澤委員長

資料で、はい。本当はそっちのほうが、何か皆さんは関心があるかわからないです。

よろしいでしょうか。それじゃ後から少しこういうことだというご説明いただいて補いたいという。ほかにございませんでしょうか。

なければ、第1号議案をお認めさせていただいてよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

じゃ、引き続きまして第2番目の議題であります。地域包括支援センター及びブランチの研修について事務局からお願いいたします。

事務局（青木）

それでは、議題2といたしまして、地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）の研修についてご説明申し上げます。

資料 をごらんください。

1枚目は30年度の包括職員への研修についての実績報告になっております。平成30年度は自立支援型ケアマネジメント検討会議を開始しましたことから、関連する研修を複数回実施しております。

あわせて、自立支援・重度化防止に係る取り組みを推進していくため、高齢者の自己実現に資する介護予防ケアマネジメントの意義についてなど、区職員、リハビリテーション専門職と合同で開催をしております。

また、発展研修におきまして、真ん中の表ですけれども、地域包括ケアを推進するための地域診断に関する研修を、区職員、在宅医療・介護連携支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター等と合同で実施をいたしました。

3ページ目以降が令和元年度の研修計画でございます。

昨年どおりの階層別の研修区分で実施をする予定としております。

内容といたしましては、引き続き自立支援型ケアマネジメントに関する研修について実施する予定でございます。

また、地域における連携・協働のさらなる強化を推進するため、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する研修を開催する予定でございます。

議題2の地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）の研修については以上でございます。

白澤委員長

それでは、第2の議題ですが、地域包括支援センターとランチの研修の報告並びに今年度の事業計画について、何かご質問やご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題2についてもお認めをさせていただきたいというように思います。どうもありがとうございます。

じゃ、引き続きまして、議題3としまして令和元年度地域包括支援センターの選定について、事務局からご説明お願いしたいと思います。

事務局（青木）

議題3、令和元年度地域包括支援センターの選定についてご説明いたします。

資料 をごらんください。

地域包括支援センターの運営につきましては、圏域ごとに公募を行いまして、公正中立で適切な運営が確保される法人を選考により決定させていただいております。

法人の選定につきましては、運営協議会設置要綱第7条の規定によりまして、選定部会での選定を行います。

また、今年度も昨年同様、認知症初期集中支援推進事業を受託する認知症強化型地域包括支援センターの運営法人も同時に選定することといたします。

委託期間は、令和2年4月からの4年間です。

募集要項、選定基準、スケジュール等の詳細につきましては選定部会において決定することとなりますが、十分に引き継ぎ等の準備期間を確保し、円滑に移行を進めていくために、年内中には受託予定法人を決定することを目指して手続を進めてまいります。

選定スケジュールの概要でございますが、6月19日に第1回の選定部会を開催いたしました。7月19日から9月20日の予定で募集要項の公表、法人に対する説明会、応募受け付け等を実施していきたいと考えております。その後、11月17日に選定部会を開催いたしまして、応募法人の審査、審議結果を取りまとめていきたいと考えております。そして、第3回の市運営協議会を11月中旬以降に開催し、受託予定法人の決定を行ってまいりたいと考えております。

2ページ目をごらんください。

地域包括支援センターの提案審査評価項目及び配点でございます。

法人に係る事項、評価項目につきましては、安定した運営を行える能力があるか、法人としての社会的責任を果たしているかということを見まして、配点は20点としております。

センター運営に関する事項につきましては、センターを運営するに当たっての体制が整っているかというところで、職員の配置計画や実効性、研修体制、利用者の方の利便性に配慮した設置場所と必要スペースの確保、公平性・中立性の確保の方策、個人情報保護や苦情解決の取り組み体制等を見まして、配点は30点としております。

次に、事業計画につきましては、実効性のある適切な事業計画が立てられているかというところで、センター業務の実施計画とその具体性、地域包括ケア推進に向けた取り組みについて、また、地域ケア会議、具体的事例への対応、広報啓発活動への取り組みの考え方等を見まして、配点は50点としております。

また、現在の受託法人につきましては、この委託期間における地域包括支援センター業務の実績に基づき一定の基準を設けて、加点、減点の配点をいたします。

次に、3ページ、認知症強化型地域包括支援センターの提案審査評価項目及び配点でございます。

まず、事業趣旨と目的の理解度を問う受託に当たっての基本方針について、配点は20点としております。

次に、業務実施に係る具体的内容についての3つの企画提案を見まして、配点は50点としております。

さらに、具体事例への対応について配点は10点、従事者の採用と配置計画書については配点は20点としております。

4ページでございますが、本年度に公募を実施する圏域を一覧表にしております。本年度は7区16圏域で公募を行います。

以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

今年度の公募につきましてご説明をいただきましたが、7区16圏域ということですが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

選定部会のほうで議論を進めていくということですが、ご承認いただくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議題3についてもお認めをいただいたことにさせていただきます。

議題4について事務局からご説明をお願いします。

事務局（青木）

それでは、議題4としまして、介護報酬改定に伴う介護予防支援業務にかかる一部委託料の変更についてご説明申し上げます。

資料 をごらんください。

地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として実施する介護予防支援につきましては、介護保険法において、その業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができることとされておりまして、委託に当たりましては、中立性及び公平性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとされておりまして、

また、本市からの業務委託により実施しております介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）についても、指定居宅介護支援事業所への一部委託を可能としておりまして、その委託料については指定介護予防支援と同等とすることについて、平成30年

度第3回運営協議会においてご承認いただいたところでございます。

令和元年10月からの消費税引き上げに合わせまして介護報酬改定が行われることに伴いまして、これら介護予防支援業務に係る一部委託料を変更するため議題とさせていただきます。

現行介護予防支援費の基本単価につきましては、単位数430に本市の地域区分である2級地の1単位当たり単価11.12を掛けました4,781円となっております。この委託料を4,207円としております。

今回の改定により、この単位数が431となりますので、介護予防支援費の基本単価が431掛ける11.12で4,792円となり、この委託料を4,216円に引き上げることといたします。

なお、一部委託料につきましては、この基本単価以外に初回加算及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算がございますが、今回、これらには加算の改定は行われませんので変更はございません。

議題4の報告につきましては以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

一部委託料の変更ということでございますが、ご意見ございませんでしょうか。

なければ、お認めをさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

ということで、議題が4件、大変スムーズに進みまして、報告事項のほうに入らせていただきたいと思います。1番、総合相談窓口（ブランチ）の休止について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（青木）

報告事項1、総合相談窓口（ブランチ）の休止についてご報告いたします。

資料 をごらんください。

昨年度、第4回運営協議会におきまして口頭でご説明させていただいておりました都島区北部地域包括支援センターの圏域にございます友渕ブランチの状況につきまして、その後の状況を報告させていただきます。

平成31年3月12日に、友渕ブランチを運営しております社会福祉法人都島友の会のほうから都島区北部地域包括支援センターを運営する隆生福祉会へ、平成31年4月以降の総合相談窓口（ブランチ）業務の受託を辞退したいという旨の申出書が提出をされました。申出書に記載された受託辞退の理由は、人事異動に伴いブランチ事業の継続が困難であるためとのことでした。

これまで友渕ブランチが対応しておりました総合相談窓口業務継続支援ケースにつきましては、全て都島友の会から都島区北部地域包括支援センターへ引き継がれまして、平成31年4月1日付で当課へ引継完了確認書が提出されておまして、内容についても確認しております。このため、4月1日以降、友渕ブランチについては休止をしております。

令和元年5月20日でございますが、都島区地域包括支援センター運営協議会が開催さ

れまして、友渕ランチ休止に至る経過が報告されました。総合相談窓口業務は都島区北部包括に引き継がれていること、かつ、都島友の会として在宅介護支援センターの機能は従前どおり継続されているため、地域住民にはランチ休止による混乱は生じていない状況でございます。現時点で、都島区運営協議会としましては新たなランチを設置しないことを確認したといった旨の報告を受けております。

今回の事案を受けまして、当課といたしましても、今後、ランチの設置における課題につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

白澤委員長

ありがとうございました。

報告事項1ですが、ランチの休止ということで、友渕ランチが休止をしたと、するということになったわけですが、これについて何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

在宅介護支援センターとランチというのは別なんですけど、実質イコールのような形でやってきて、ランチだったら補助金をつくけれど、在宅介護支援センターは補助金つかない、在宅介護支援センターは老人福祉法に規定されている、こういうことなんだけれど、在宅介護支援センターとランチというこういう複雑な仕組みでもっていくと、何かやめてもやっているという話になってくると。このあたりをどう整理するのかということとをぜひ事務局でご検討いただくとありがたいと、こういうふうに思いますが。

事務局（青木）

ありがとうございます。非常に大きな課題と考えておりますので、今後十分検討してまいりたいと思います。

白澤委員長

老人福祉法には規定されていて、要するに、補助金なくても以前に建物の補助なんかをもらっている関係で、在宅介護支援、残っているわけですね。一方で、ランチというのは介護保険の中で新たにできた仕組みで、在宅介護支援センターがそういうことを引き継いでいったという経過がある。そうすると、介護保険やめると在宅介護支援センターという名前が残る、在宅介護支援センターも相談業務というのをやっているということで、本当にやってんのかどうかわからないけどやっているという形は残る、こういう非常に不自然なものが実質起こってきているんだろうと思いますので、ぜひ一度整理をし、大阪市として円滑にランチ機能が果たせるためにどうしたらいいのかお考えいただきたいと、こういうことでございます。

新田委員、何かないですか。よろしいか。

新田委員

ランチに関してもそうなんですけども、例えば在介は大阪市が整備してきたときに補助金が入っているから、平成18年に厚労省に照会かけて在介という感じは残すよと。そ

れ以降、医療法人とかNPOがランチやっているところについては定款上はなくなるんですよね。ですから例えば、これから社会福祉法人が社会貢献を果たす場として在介的に、補助金はないけども、特定職員もいないけども、やれとするのか、そこら辺を明確にしていく必要があるやろうなど。

それと、ちょっと違うんですけど、さっき包括の公募であるとかランチというのがあったんですけども、現場はほんまに疲弊しているんですよね。ご存じのように。相談件数はふえている、人は確保でけへん、これもあれもやれと。さっき早瀬委員から質を高めろと。質を高めるって10年前もここで議論したんですよね、どうやってやんねんと。10年間、同じこと言っているんですけども。そうしたときに、我々の委員会の立場としては、実は今の包括の職員自体があっぶあっぶの中で、働き方改革と逆方向にいつているんですよ、実は。会議なんかみんな時間外ですよ。どうサポートしていくんやということも考えないと、あれもやれこれもやれ、決まった人員、人も確保できない中、もっともっとランチの辞退であるとか、場合によっては包括もうできないよというところが出てくる可能性ってあるやろうなど。そこら辺についても、やっぱり当運協としては検討しておく必要があるんだらうなど。

だから、それに関して一番先に戻れば、ランチの辞退が出てきたときに、いっぱいルールが要るわけですよ、これ区の運協にお任せやけれども、当初、10年前はランチはこの会議で決めていたような記憶もあるんですよね。それがいつの間にか何か区の運協に投げているような気もして。そこら辺の整理も過去を振り返ってやる必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

白澤委員長

地域包括支援センターとランチ全体で、業務は随分ふえているし相談もふえていると、そういう中でのあり方というのをもう一回見直す必要あるんじゃないかというご意見と、在宅介護支援センターとランチの関係の整理の中では、これは社会福祉法人ということになるので、市の老施協みたいなどこら辺の活動と一度調整みたいなんをして、どういふうに在宅介護支援センターを位置づけていくのかと、そしてランチとそれをどういふうにセットなり、あるいは切り離しの議論を整理するのか、こういうご意見かと思いませんので、ぜひそのあたり、よろしくお願ひしたいと。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告1につきましては、非常に大きな課題残っておりますので、事務局で継続してご議論いただき一定の方向を議論できればというように思います。

2番目、自立支援型ケアマネジメント検討会議の実施状況について、事務局からご説明お願ひいたします。

事務局（青木）

報告事項2の自立支援型ケアマネジメント検討会議の実施状況について説明させていた

だきます。

資料 をごらんください。

本市における自立支援型ケアマネジメント検討会議は昨年度より実施しておりまして、上半期は、会議を主催する地域包括支援センター職員や、助言者として参加していただく医師の方やリハビリテーション専門職向けの研修会、また模擬会議等を行い、あわせてケアマネ連絡会等でケアマネジャー向けの説明会を実施してまいりました。これらの研修会が終了した後に、各区地域包括支援センターにおきまして助言者の方の出席調整等を行い、準備が整ったところから順次当該検討会議を開催しております。

1の検討会議の各区の開始時期につきましては、平成30年12月より6区、1月より13区、 すみません、2ページをごらんください。こちらに実施状況について記載をしております。

3ページをごらんください。

検討会議の各区の開始時期につきましては、平成30年12月より6区、1月より13区、2月より4区となっております。

2番ですが、平成30年度中の検討会議の開催回数及び検討した件数につきましては、開催回数の合計が70回、検討した件数の合計が94件となっております。

3の検討会議の出席者内訳につきましては、医師の方が72人、リハビリテーション専門職の方が76人、区役所職員が103人、区内地域包括支援センター職員の参加が199人となっております。また、必要に応じて出席が可能となっておりますケアマネジャーやサービス提供事業者についてもそれぞれ89人、91人となっており、これらを合わせまして延べ630人の方に出席いただいております。

次に、検討会議において、助言者である医師の方やリハビリテーション専門職の方からいただきましたご意見につきましては、主なものとして記載の8項目に関するご意見を多くいただいております。それぞれの専門的知見からのご意見に加えまして、自立支援のために本人の意欲の引き出しが必要であるということなどにつきましてもご意見を多くいただいております。

裏面にまいりまして、その他のご意見といたしまして一部ございましたが、本人の状態と要介護認定状況とが合わないと思われるケースに対しましては要介護認定の区分変更の検討や、リハビリテーションを行うための歩行器の、補装具の短期利用が有効であるといったご意見、また、生活状況などから生活保護の申請の必要性についてのご意見などもいただいております。

5番ですが、この検討会議では個々のケースの自立支援や重度化防止の観点からの検討を行うだけでなく、検討会議を行うことによりケアマネジャーのスキルアップもあわせて行えるものであるため、出席いただいたケアマネジャーやサービス提供事業者の方に対しまして、出席したことによる意識の変化等について、任意ではございますが、アンケートを実施させていただきました。アンケートでは多くの方から、医学的な視点からの意見を

聞くことができ、今後のケアプランの作成等に活用できるとの回答をいただいております。当該会議が自立支援・重度化防止の取り組みとして有効であると認識しているところでございます。

6になりますが、最後に会議開催における検討課題についてです。会議1回当たりの検討件数に関しまして、開始当初は、進行等になれていただくことも含めまして、1回当たり1から2件での検討を実施してまいりました。しかしながら、複数回会議を開催してきた地域包括支援センター職員からは、マニュアルに記載している2時間の会議で5件の検討の開催は困難であるとの意見を多数いただいているところです。今後、各地域包括支援センターでの検討会議の現状につきまして確認を行ってまいりまして、支障なく会議運営ができるようにしてまいりたいと考えております。

また、次のページですけれども、資料の表でございますが、横向きの表として各区の実施状況についてまとめております、添付しておりますので、内容についてご確認をよろしくお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

白澤委員長

ありがとうございました。

昨年度から始まった自立支援型ケアマネジメント検討会議の実施状況についてご報告でございますが、何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

小林アドバイザー

こちらの検討会議の出席者の内訳に医師というのがあるんですが、この医師には歯科医師は含まれているんですか。

事務局（青木）

歯科医師の方は含まれておりません。医師というのは各地区医師会に推薦をいただいている方ございまして、ふだんから高齢者の介護保険の要介護認定審査会の委員をされているなど、高齢者の介護に通じた医師の方に主として携わっていただいている状況でございます。

小林アドバイザー

わかりました。歯科医師の方って、口腔ケアとか嚥下とかそういうことでアドバイスいただけるので、高齢者の自立型の支援ということであったので、歯科医師の方は含まれているかなという疑問がありましたので質問させていただきました。ありがとうございます。

白澤委員長

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

高橋委員

こちらの中に、同じような内容ですけど、看護師はどれくらい含まれているんでしょう

か。ケアマネの方で看護職、看護師の資格を持った。医療と、それから生活の質の視点で見れるという専門職として、どれぐらいの割合でこの中に入っているかというようなことは。

事務局（青木）

看護職員の方につきましてですけれども、先ほどご紹介しました地域包括支援センター職員、この包括職員199人の中には保健師、看護職も含まれております。また、ケースによりまして、訪問看護事業所の職員の方に参加していただく場合がございます。

高橋委員

区内包括職員とサービス提供事業者の中に入っているということやけど、そういったところで、介護だけじゃなくて、医療ってほとんど、高齢者になった場合には医療といったところが入ってまいりますので、その点から、ドクターも入っているんですけれども、生活といったところ、両方を見れる専門職として、こういった包括職員とサービス提供事業者に、できるだけ看護職入れていただけるほうが質が高まると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局（青木）

ありがとうございます。

白澤委員長

それじゃ北垣委員。

北垣委員

私からも。医師の72名の中に歯科医師が入っていないということに関しては、我々専門職として、接触している、高齢者、大事なところですので、含めていただきたいということ、今先ほど介護認定審査委員会の専門職と言われましたが、我々歯科医師も当然介護認定審査委員会に出しておりますので、その辺も含めて認識をちょっと変えていただければとそう思います。

事務局（青木）

ありがとうございます。包括が独自でいろんな職種の方に出席依頼をかけて来ていただいている場合もございます。一部、歯科医師の先生にも来ていただいている包括があるというふうには聞いております。独自にということもございますけれども。

白澤委員長

よろしいでしょうか。ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

それでは、報告事項3番目に入らせていただきますが、各区地域包括支援センター運営協議会報告について、事務局からご説明をお願いします。

事務局（青木）

それでは、報告事項3、各区地域包括支援センター運営協議会実施状況についてご報告いたします。

資料 をごらんください。

地域包括支援センター運営協議会につきましては、市単位での開催のほかに、各区単位でも年3回から4回、区役所が事務局となりまして開催されております。

1ページ目は24区の実施状況でございます。各区の主な議題は上部に記載のとおりとなっております。第1回では前年度報告、今年度計画の承認から始まりまして、第2回には地域包括支援センター及びランチの評価も議題といたします。年度末に行います第4回につきましては、地域包括支援センターがそれまでに開催した地域ケア会議から見えてきた課題の取りまとめを行っております。第3回のネットワーク構築に向けた取組報告と検討につきましては、平成30年度より第2回または第4回との一括開催をすることを可としておりますので、開催されていない区もございます。

次に、3ページをごらんください。

3ページから13ページでございますが、先ほど少し議題のところでご意見いただいたところから出てきましたけれども、こちらのほうが第4回での区の運営協議会の議題であります地域ケア会議から見えてきた課題と今後の取組みについての意見をまとめたものとなります。24区さまざまな区としての課題、包括圏域としての課題、また市域として上げるものというふうに分けて、今後取り組むべき方向性というものを提示されています。

ここから本市において優先的・重点的に取り組まなければならない課題を抽出しまして、各担当部署に提供し、施策への反映への検討を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとう。

何かご質問ございますか。

はい。

上田委員

私も余りわからないので、いろいろこの意見を見させてもらってちょっと思ったことを言わせていただきます。

委員からの主な意見という部分の中の、大正区と言ったらあれなんですけども、中身を読ませていただいたら、毎年同じ課題だとか、あと、アウトリーチができていない現状があるとか、あと、もう少し会議とかそういう研修とかで行くときに学んでいることというのが、地域発信とか地域の課題づくりをどうしていくかとかなんですけれども、実際それをやる手がない、それが現状だと思うんです。区の中に、成年後見人とか、あとお金の安心ネットワークかな、それを使いたいというても、全然それが追いついていない現状とか、いろんな課題があるんですね。最後に、施策と地域のお力というところがあればということがあったんですけども、なかなか地域とつなげるというのは本当に会議の場だけでは無理ですよ。実際課題はわかっている、その地域にどうやって入っていけるかという部分というのがすごく大切だと思うんです。ただ、その手がないという部分と、それじゃ人数をふやせばうまくいくかというところだけでもないと思うんですけども、ただ、

本当に人の手がない中やっているという部分をすごく感じました。

あと、専門性というのがそれぞれその包括にはあると思うんです。ですから多分、その人たちはみんなわかっていると思うんですね。ただそれをやっていくすべ、手がないとか、人手がないとか、その部分をどうやっていくのかな、それが政策でどう助けられるのかなということをちょっと思いましたので、今すぐどうしようということではないんですけども、お願いいたします。

白澤委員長

ご意見だと思いますが、追加して言うと、取り組むべき方向性と書いてあるんだけど、取り組んだことと取り組めていないことというのは整理できているんですよ。市に対して要望するという項目もあれば、区域でやっていくという議論もあれば、圏域でやっていくという、日常生活圏域で、そのことが課題として出てくるということまでは出ていて、実際課題のどこでとどまってんのか、それをどういうように実行している部分という、そこら辺の何か報告なり、あるいはその橋渡しをどうしていくのかがやっぱり大きな課題なんだと思うんですが、例えば今、人がいないという話もありましたが、一方で生活支援コーディネーターというのを配置しているわけですし、そういうものとどうつないだとか、そこら辺の報告まで何かいただかないと。なかなかこれが先ほど早瀬委員がおっしゃっていた、まさにアウトプットとして何を導き出したか、こういうことなんだと思うんです。そのあたりって、何か事務局としてどう位置づけているのかというのはいかがなんでしょうか。それは先ほどの上田委員の質問とも絡むんです。

事務局（青木）

ありがとうございます。地域ケア会議でそれぞれケースから見えてきた共通事項などをまとめて共有課題を抽出して、取り組むべき方向性としてここに挙げていただいているということでございますが、おっしゃるとおり、これをこの後、包括圏域としてどう具体的に実行したかというふうな取りまとめについては、実際にはやっていた部分たくさんあると思うんですけれども、整理をしてこういう場でアウトプットとしてご提供するというふうなことはしていなかったかと思しますので、その辺の整理についてまた、すみません、どこまでできるかというところがありますけれども、少し考えさせていただきたいと思います。

白澤委員長

はい、どうも。

新田委員

今のことに関連して、仕組みをもう一回確認というか、教えてほしいんですけど。

例えば、資料 の13ページってください。僕とか田中委員は西成なんであえて西成を例に出すと、地域ケア会議から出てきた高齢分野にかかわる課題というのは3つに分けられるんですよね。独居高齢者、認知症高齢者、複合する課題を抱えると。よろしいですか。包括圏域は包括圏域、区レベル、市レベル、確かに取り組んでいることもあるけど、

出しっ放しというのがあると。今まで、西成区的に言えば、例えば市レベルでやることについては、区長名で代表者会議から各区が福祉局とか健康局に質疑を出していたと思うんですよ。

例えば、1つあれっと思ったのは、これだけ各区から市レベルでやってくださいというのがあるのに、今まで過去の報告聞くと各区から市への要望というのは余りなかったように記憶しているんですよ。施策しか毎年ないような。先ほど青木課長のほうから、これを見て市レベルでやることは、以前あった市の各担当課の福祉推進会議ですか……

事務局（青木）

地域ケア推進会議。

新田委員

推進会議で、各担当課ですよ、そこが事業化可能なものだけ拾い上げていくという話。ということは、各区から、各区長から西成も実は明日議論せんといかんねんけども、西成は西成で、これ出しっ放しじゃあかんと、包括圏域でどうしていくねん、その評価どうすんねんと、区レベルでやるとしたら区レベルでどこでやんねん、どうやってやんねんと、評価どうすんねんと、それどこがやんねんと、各区にも地域ケア推進会議があるんやけども、その話違うやろうと。区政会議まで持っていくのは、今、議論を明日するんですけども、この市に上がったやつについても、各区の各課だけで拾い上げてやるのか、例えばここから当然市へ上がって、それは当然ケア会議から見た課題が大阪市の共通課題やから施策反映するよというのか、そこら辺の流れがいまいち何かははっきりしないというので、出しっ放しでおしまいじゃ、これ市に行ったけども、事業化しやすいやつだけ行っているけども、しにくいやつはもう放っておかれているよということも、ないとは思いますが、そこら辺を、別に今、返事要らないんやけども、含めて検討をできれば、せっかく出てきた意見なんやから、わかるようなルートというか透明性というか、将来やることは将来ですよでもええんやけども、今これは取り組んでいきますとか、わかるような形でフィードバックしたほうがいいなと思います。

以上です。

白澤委員長

それじゃ事務局。

事務局（青木）

ありがとうございます。まさしく、今ご意見いただきましたとおり、それをどのように反映させて、それぞれいろんな部署に広がる中身、高齢だけではない部分もたくさん課題として上げていただいていますので、それぞれの部署で今できることは何なのか、今後やっていくのかどうなのか、そういった整理と、また、先ほどおっしゃっていただきました、社福審のほうにどう反映されるのかとか、そういったことにつきましては、はっきりとした、しっかり区から上がってきたことに対して、どう返すのかといったところは整理が必要なところとっております。

白澤委員長

これはあれじゃないか、介護保険事業計画の委員会で議論するということになってんじゃない。もう一度見てもらえばいいと思うけれど。

そこで、透明性が余りないなというようなこともそのとおりかもわからないんだけど、ルートとしては、介護保険事業計画の中で、審議の中でこういうことをしてきたというような経過があるような気が……。

事務局（久我）

おっしゃっていただいているのが、多分、高齢者福祉専門部会のほうにこれがぶら下がっているかどうかという話やと思うんですけども、この運協の、市運協ですよ、の話される中身とかも、この各包括でお話しされて、今度区へ来て、ほんで市へ来るところも、どこへ持っていくかというところが、まだちょっとはっきり見えていないところでありまして、高齢者福祉専門分科会にぶら下げるのか、いうたら社福審のそこに持っていくのかというところは、まだはっきりしていないところで、市に上がってきたところを議論させていただくというルールは、どこかで必要なというふうには考えているところです。そういう整理が、今申し上げたように、できていませんので、どこでどう議論していくかというのは今後の課題かなというふうには思っています。

白澤委員長

大変大事な話で。何か上げっ放しで終わっているって随分失礼な話ですよ、各区に対しても。一方で、区でどうするのかということも、事務局としてはサポートしていかないかんと思うんですね。そのときに、人がいないというような話もある中で、地域づくりということになったら一方で生活支援コーディネーター置いているわけです。ところが、そういう人たちと、どういう関連でこれをやっていくのかみたいな結びつきがなければ、地域包括だけではなかなかやれないわけですから、そういうようないろんなサポートできるところをどういうふうにそれは全市を挙げてやらないかん話で、どこか、地域包括支援センターだけの議論でとどまらないんじゃないか、全体でやっていかないとここの部分はやれないというように思いますが。

基本的にいえば、ボトムアップに政策をどうつくっていくのかという大変基本的な話で、今ごろ決まっていなくて随分失礼なことをやっているなど。その地域に対してですよ。というのが、僕は当然そこはそういう仕組みができ上がっていると思っていたんですが。一方で、区や圏域をどうサポートして動いていくのかは、ぜひお願いしたいなというふうに思いますが。

新田委員、よろしいですか。よろしいでしょうか。

非常に大事なポイントだと思うんです。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

日裏委員

すみません。東住吉区なんですけれども、地域包括支援センターの職員さんの入れかわりとかというのは福祉から報告来ると思うんですが、結構入れかわりが激しい包括も高齢者の方から耳に入っていて、ある程度煮詰まってきたかなと思ったらもう職員さんが変わられたり、それで連合会長さんから管理者の方への苦情とか、そういうのが結構入りますし。だから、入れかわりが結構多い包括支援センターのほうに福祉のほうからお聞きしたりとかされていることはあるんですか、なぜこんなにかわるのか。管理者さんの研修もされていると思うんですけども、区長さんや連合会長さんのほうからすごい、コミュニケーションとろうという気はないと、もう強制的な言葉が出ると、管理者の人はお給料が発生しているけれども僕たちはボランティアだと、それが強制的な言葉の出し方してくるから、ある地域の連合会長さんは地域との連携をストップしたいということも結構聞かれるんですね。その包括は本当に入れかわりが激しく、やめられる方の職員さんのお話は全部原因がどうも管理者の方らしく。だから、そのチームワークが、コミュニケーションがとれていないと、いい結果というのはやっぱり出ないと思いますし、そこら辺というのは調べたりとか、何でかとかということはあるんでしょうか。

事務局（青木）

まさしく大きな課題というふうには思っているんですけども。管理者がどなたからどなたにかわったかというのは、報告様式がありますのでそこで把握はできるんですけども、短期間でかわられているところとか、そういうところの事情というところまでは、内部事情もあるでしょうし、そこまでのヒアリングというのは全ての包括にできているわけではありません。個別に、そういった声があることは、聞くことはありますけれども、全体的に原因を探るとか、そういったところまではなかなか今現在はできていない状況でございます。でも、そういった実情というのは、もっときちんと把握しないといけないかなと思っております。

日裏委員

チームワークがきちっと固められていないと、なかなかいい結果は出せないんじゃないかと思うんですけど。

白澤委員長

我々は、どれぐらいキャリアがあるのかということが選考の基準には選考委員会の中に入っていて、そういう意味では継続してやっているところに高い評価が出るようにはして。そういう評価の基準というのを地域包括がきちっと知ってんのかどうか。僕は、もしかして何か公表のところでこんな議論してええのかどうかわかんないけど、そういうようなことで、きちっと職員を継続して置いておかないと点数が悪くなるんだというようなことも、きちっと包括がわかっているほうがいいような気もするということと、1つ非常に気になったのは、600万円も出しているのになぜ600万円を使わないのか、というか優秀

な人材、そこら辺の何か整理が必要な気は、先ほどから気になっていてですね。大阪市がせっかく600万円までお金出せると。おそらくほかの職員との関係で多分出せないことが起こってんのかなという気がするんですが、せっかく優秀な人材を置いてくれと言いながら、それに応えられるような仕組みに今なり切れていないわけですよ。そういうような優秀な人材であれば、もしかしたら長く仕事やってくれるかわからん。何か、その600万円という基準に、なぜならないのかというところも少しご議論いただいたほうがいい、分析してもらいたいんじゃないかなという気がしましたが。やめるということも含めて。できるだけ、せっかく600万円使っていい人材置けということに、応えられるような仕組みになることが大事なんだろうと思います。

新田委員

いや、600万というけど、それは法人負担含めてで600万ですよ。

白澤委員長

600万って法人負担込みなの。

新田委員

もちろん。保険料とか。じゃ、年収逆算したら500万切るわけですよ。

主任ケアマネの、ケアマネ実務5年で主任だったら最低10年ですよ。じゃ、それが500万切っても適正かといったときに、適正じゃないと思います。

それと人材がありません。いないのと、今、600万円高いとおっしゃったけども、法人の年金、健康保険もみんな含めた額ですよ。

白澤委員長

いや、僕は高いと言ってんじゃないで、それぐらいのお金をきちっと出すような人材を置いたらと。

新田委員

おりませんし。

白澤委員長

いや、高いとは言っていないですよ。だから、それぐらいのお金のなる人材を置けるようなこと言ってんだから、それとギャップがあるわけだから、何がギャップがあって。行政としてはレベル高い人を置いてほしいわけでしょう。しかし、いないということであれば、その議論をきちっとするしかしようがないじゃないですか。質の高い人をどう確保するのかということと、継続して仕事をやれるような仕組みをどうつくるのかを考えるしかないだろうと。

事業所の中で、おそらく法人でね、ほかの職員との待遇との関係もあって同じような仕組みにするということが、やっぱりそうなんだと思うんですね。

はい、どうぞ。

早瀬委員

今の関連は、つまりは先ほどの資料の1、一番最初の1です、18ページの戻入額が1

億9,300万、このことと関係しますよね。つまり、多分使い切れなかった、使い切らなかった、その使い切らなかった理由は人件費、多分、人件費が執行されませんから。つまり、少なくとも市としては約2億近くをプラスアルファで出すつもりだったんだけど、できていない。そこには背景があるわけで、その部分も含めて、この金額だけじゃなくて、分析しないといけないなということだと思います。

新田委員

じゃ、例えば600万やったら、昇給をしなくてずっといくんだったらいいですよ。じゃ、昇給したスライドに合わせて市が委託金をふやしていけないのかどうか。単純に、じゃ600万使い切ったらどうなんやという話ではないんですよ。もちろんほかの職員とのバランスもあるけども、そんな単純なものではなくて、いろんな要素なんですよ。

白澤委員長

ほかにいかがですか。なかなかこれ難しい。例えば、私もおおさか介護サービス相談センターにいますが、人件費、ずっと余るわけです。余ってんだけど、しかし何か継続した職員配置の仕方をしたらもっとよくなるのになと個人的に思うんだけど、なかなかできない。そういうような問題でなかなか、人件費って大体返しているんです。しかし、それは本当にいい質の人たちがとれているかということとは必ずしも一致しているわけではない。そういうことで、いい人材をとれるという、だから新田委員のおっしゃるのもよくわかるし。600万とってしまうと次の年は630万になるけどどうするんだ、こういう話が起きてくる。そういう意味で、もう少し何か、こういうことであればいい人材が確保できるというのは議論するべきではないのか、こういうように思いますが。

日裏委員

すみません。すごいいい人材の方がおられても、やっぱり管理者の方の、上手に人を使うという言葉は悪いですけど、それによって長く働けるか、働けないかということなんじゃないかなと思うんですが。ある程度、やめられる方の大体の理由はほとんど同じ理由でして。だから、そこが今一番の問題なのかなと思っております。お給料がどうかという、そういうことも大事ですけど、気持ちよく支援のお仕事にかかわるといのは、前もお話ししたように人間力のある管理者なのかどうか、そういうところで求められるんじゃないかなと思いますけど。

白澤委員長

給料の問題と両方が重なって非常に複雑になっているんですが。

1つはマネジメントの問題というので。それは、もう少しどうすれば継続するかという、質を上げるために、指導ができるというような要素として捉える部分もあれば、もう少し何か、継続して働かないとうちはアウトになるかもわからない、そういうためにつくっている審査ですから、そういうことを少しご検討を、しているんだけど、例えば公表するか、今までの審査の項目のどこまで公表するのかというようなことの中にきちっと入れるというのも1つかもわからない。

人件費の問題は、またべっこの問題かもわかりませんが、もう少し有効にうまく使えるような方法を行政として一度検討されたらどうか。何か、いい人を置くというようなために返さなくて済むという仕組みができれば、非常にいいのではないかなというように思いますが。

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

小林オブザーバー

分析することで見えてきた課題ということがいろいろありまして。地域包括支援センターの方たちって結構研修もされていて、かなりいろんな問題も自分たちで考えて相談してくださいんですけども、委員からの主な意見というところでいつも課題に上がるのは、例えば成年後見のお話ですとかそういうことだと思んですけども、成年後見でしたら、そんな複雑な案件でなければ市民後見という手もあるんですけども、市民後見人は研修受けても結局受任案件がないといって、その辺がちょっとどういうことなのかなと私もよくわかっていないんですけど、受任案件、私、これ市民後見レベルでも結構受任できるよねというのがかなりあります。でも、それが実際受任に結びついていないとか、あとは、地域包括の方って、かなり案件を抱えていていろんな相談も受けている。確かに人数をふやせばいいという問題ではなくて、外部委託、外部委託というか外部に、専門家に相談をするというのも1つじゃないかなと思うんです。だからこそ地域連携ネットワークがあるのであるし。なかなか、いろんな会議とか出ていますけれども、そこが余りつながっていないというところは思っているんですけども。その辺、ちょっと私も余りわかっていないんですけど、いろんな地域包括の方たちの仕事量を、ほかの専門家たちに相談できる体制づくりというのを考えていただいたらなと思っています。

白澤委員長

何か事務局ありますか。

事務局（森）

福祉局相談支援担当課長、森でございます。

ただいまのご意見でございますけれども、昨年度から、ご承知の委員の方もいらっしゃるかと存じますが、権利擁護のための地域連携ネットワークというものを大阪市として立ち上げをしております。先ほどの小林行政書士のほうからのご案内のとおり、年1回の総会とともに、その中で市民後見人の養成でありますとか、あと、成年後見制度の利用が促進されますように、地域におけるチームというものを、包括のほうも入っていただいて、それを構築するというのを進めてございます。包括のほうでいろいろな相談を受けられる中で、成年後見制度に結びつくもの、もしくはそういった権利擁護のための何らかの手だてをしないといけない場合、大阪市のほうから専門職の方を派遣しまして、ご本人と一緒に考えていくという仕組みを昨年度からしているところでございます。ですので、そういったものを使えるよということ、私どももこれから、これまでもですけども、広報

周知、さらにそうしていきます。そのように進めていきたいと思います。

あと、市民後見人が足りないのでは、もしくは受任されていないのではということでございますけれども、これにつきましても、市民後見人の養成は、大阪市は全国的にも非常に早い時期からこれに取り組んでおりまして、全国でもトップレベルの登録ということになってございます。受任の実績も上がっているところなんですけども、その部分につきましては家庭裁判所のほうで最終審判がございまして、そちらのほうで、市民後見人さんにふさわしい案件、法的課題がないものですか、あと、特に本人の身上監護等を重視した案件ということで絞られてくるというところで、大阪市としては家裁と連携しながら受任も進めていくということでこの間進めておりまして、その点をご理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

白澤委員長

ほかにいかがでしょうか。

西嶋委員

包括のところでもいろいろご議論あって、私どもも包括のほう運営させていただいている部分、関連することなんですけども、当初、うちのほうから状況報告させていただいた中で、中でちょっと議論して。件数、実人員はそんなに伸びていない、数%なのに、この間ずっと件数がふえているのはどういうことなのかなということを議論している中で、先ほどご説明にもありましたように、いろいろ経済的な複合課題等を持ってられる方というのがたくさん出てきている関係があって伸びているんだという話と、それと、今の運営協議会の話からしましても、包括自身が持っている課題解消できる課題以外のところが運営協議会のところでもいろいろ出てきているのかと、あんしんサポート事業であったり成年後見であったりとか、地域づくりであったりとかというような形で、そういう意味では、中でも議論している中では、例えば生活支援コーディネーターでしたら社協のほうでありますので、そういう運営協議会の中にいろいろ入らせていただくとか、そういうふうなことを考えられるのかなというふうな。包括の運営協議会でありながら、いうたら全体会議みたいな感じにならないのかなというふうな状況があるのかなというふうに思っています。そこは何か工夫していかなければならないし、うちらでも、包括以外のところの職員も、そんなに時間がかかるというか、持っているわけではないので、ちょっと工夫はしながらですけども、会議のあり方みたいなところも考えながらやらないと、なかなか難しいんかなとは思っています。

それと、最後のお金の問題なんですけど、確かに、600万というのは、なかなかいいお金でいただいでいて、その中でもころころかわるといのは、お金というよりも確かに働き方、働く中での問題とか、その辺も確かに、欠員が多くてお金が余っている状況もあるんですけども、1つは、私も思うのは、その600万という大きなお金があるので、包括としては、新しい人入れて、600万足りない金額の方も採用して入れることで、伸びしろ

というんですかね、そういう枠があって、成長してもいろいろそこで育てれるという意味合いもあるので、必ずしも600万ぎりぎりの人ばかり採用しているわけではないのでね、今、高い設定をしていただいているというのは、ある意味助かっているというふうには思いますが。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

地域包括のおそらく大変な部分というのは、その成年後見の議論もあれば、実は私はおおさか介護サービス相談センターの所長もやってるんですが、やっぱり地域包括からの相談ってものすごいふえている。それでないと、うちも生き延びられないという問題もあるんですが。我々も地域包括にアウトリーチして、勉強会なんかに行かせていただいて苦情の難しいケースを拾っていくという。おそらく成年後見もそういう状況で。側面的にどう地域包括を支えていくのかということが、1つ大きな課題としてあるんだろうと思うんですね。

同時にこれは地域福祉課の担当かもわかりませんが、複合的な問題というようなことを考えると、地域包括だけで議論するというよりも、障がいの基幹型であるとか、あるいは子どもの、これは要保護児童になるのかどうかわかりませんが、大阪市。もう少し、そこら辺が全体としてどういう関係で、今、モデル事業から本格事業に入ることになってるんですが、そこら辺の話が大変大きなテーマ、これは地域共生社会の議論とまさに一致しているわけですが、そこら辺の整理をやっぱりもう少しやらなきゃならない時期に来てんじゃないかなと、複合的な問題が多いというようなこと考えたときに。

ただ地域によって差がありますよね、地域包括、何カ所。ところが相談支援事業所はどのようのという、そのバランス、どういうように作り上げながら大阪市らしいものつくっていくのかということ、もう少し固めていかないかなのではないのかなというのが今の話ですが、事務局、どうでしょうか。

地域福祉課、どうですか。

事務局（松村）

地域福祉課長の松村でございます。

今、白澤先生からご紹介いただきました総合的な相談支援体制の充実の部分の事業ということで、大阪市では、29年度から2年間、モデル事業ということで3区で大阪市は社会資源はたくさんございますので、地域包括支援センターをはじめ、障がいの機関、相談支援センター、生活困窮者自立相談支援の事業所でありますとか、さまざまな委託の機関だけで300カ所以上ございまして、そういう機関のそれぞれ持っている専門性をうまく連携することで生かして、さまざまな複合課題に対応していこうという取り組みとしてモデル事業を実施いたしまして、3区の検証結果を踏まえまして、先ほどご紹介いただきましたように、今年度から全区展開という形になっております。

ただ、各区で十分機能しているかということ、まだ準備段階のこともございますので、こ

れからというところではございますが、先ほどご紹介いただきましたように、地域によって、区によっても、社会資源とかもございまして、地域、地域に応じたさまざまな課題が、ここに見えてきているところも違いますので、そこら辺は区によって、地域によって、その実情に応じた取り組みをとということで、今、検討もしていただいているところがございます。そういう取り組みも進めながら、また、市レベルとして考えなくてはいけない課題もいろいろと出てくると思いますので、そうしたところから見えてきた課題を一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

白澤委員長

ぜひ、今のその個人課題、個人の問題だけじゃなくて、地域の課題を全体で捉えていくと。相談事業を一本化するとか、やるだけじゃなくて、地域の課題って何も、高齢者の課題も障がい者の課題も子どもの課題も一緒なんですから、そこを統合的にということ、今、本格実施の中でぜひお考えいただくと、もう少し何か整理できてくるものがあるのではないかとこのように思います。よろしく願いします。

ほかに何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

高橋委員

このレポートですね、地域ケア会議から見えてきた課題について、これ読ませていただいただけでも本当に押し潰されるような気がする。地域包括の方々がそれぞれの個別の対応をしようと思ってやっているけども、本当に大きな壁に押し潰され、それに乗り越えることもできない課題が満載しているわけですね。ここを、こういった一つ一つの課題を集約して、それをどういう中で、今、先生おっしゃったような、今、縦から横串できつとこの課題を集約した上での解決策、そういったところの資料にするための非常に重要な宝のようなレポートかなと思っております。もちろん年収のこともあるでしょう、管理者との関係もあるでしょう、でもお一人お一人がこんな、こんな言っちゃあれなんです、これだけ大きな、1人のことを統合して解決していこうと、とても大きな壁だなと思っておりますので、こういったところから、本来どう行政があるべきか、あったらいいのかなと。今、それこそ試行期間であるとか、そういう期間であればあるこそ、大阪市のシステムをつくり上げていくいい機会ですし、この資料は本当に大事なところですので。

私、大阪、私は北区なんですけど、高層マンション見上げるたびに、あの高層マンションの中でくるくる徘徊している老人がいらっしゃるんちゃうかなといつも思います。きつともうちよっしたら、そういうような形になっていくんじゃないかなと思いますし、だから本当に早く、こういったところの課題について市としてどういうふうに対応していったらいいのかなといったところを考える大きな課題提起かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

白澤委員長

よろしいでしょうか。ぜひそういう形で進めていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして4番目で、総合相談窓口（ランチ）改善にむけたP D C Aサイクルの改善報告について、ご説明お願ひいたします。

事務局（青木）

報告事項4、総合相談窓口（ランチ）改善にむけたP D C Aサイクルの改善報告についてご説明いたします。

資料 の2ページ目をごらんください。

ランチでは、25年度から職員数を0.5人から専従の1人に増員したことを契機にしまして、平成25年度の事業から事業の実施基準を追加修正しております。

また、26年度事業からは、改善に向けたP D C Aサイクルを導入して、ランチのよりよい運営、活動を目指すために、評価結果において一定の基準を満たさないランチに対して、改善に向けたP D C Aサイクルを徹底することとしております。

P D C Aサイクルのスキームにつきましては、ごらんのとおりとなります。改善に向けたサイクルの対象となる基準というのは上の四角囲みの中になります。また、スケジュールと流れについては、ごらんの表のとおりとなります。

具体的には、平成29年度事業の評価の場合、平成30年度の第2回の区運営協議会で、対象となる基準に該当するかどうか決定されまして、該当したランチは改善取り組み計画書を提出し、平成30年度の運営協議会で、10月から3月にかけて改善履行状況を確認しております。

仮に2年連続でP D C Aサイクルに該当しますと、令和元年度第2回の区運営協議会を経て、事業評価結果を右下の第2回市運営協議会に報告され、次年度の委託について最終決定を行うという流れになっております。

1ページ目をごらんください。

今回、平成29年度の事業評価において改善対象となったランチは2カ所ございました。各ランチでは、改善に向けた取り組みの計画書を作成しまして、この計画に基づいて取り組みを進めてきておられます。各区から送付のあった改善報告書の内容を、こちらの表にまとめてございます。

右の表は30年4月から9月までの中間実績と年間実績を記載しております。

表の一番下には年間の評価基準の値を記載しております。

相談実件数は120件、延べ件数は600件、地域ケア会議は30年度から1件というのが基準値となっています。

中間実績では評価の基準には達しておりませんが、年間実績ではどちらのランチとも評価基準に達しております。黒字のところは30年度の実績で、括弧は29年度実績となっております。

平成29年度事業評価につきましては、5月から6月にかけて区役所と包括とで実

施しております、現在、結果の集約中でございます。集約した評価結果につきましては、次回9月開催予定の第2回運営協議会においてご報告させていただく予定にしております。改善報告については以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

総合相談窓口改善に向けたPDCAサイクルの改善報告について、何かご質問ございませんでしょうか。

なければ、次の報告に入らせていただきたいと思います。

それじゃ、次の報告は平成30年度認知症初期集中支援推進事業の実施状況について、事務局から説明。

事務局（青木）

資料 をごらんください。

1ページ目の下の図にありますように、初期集中支援チームは医師、医療職、そして介護福祉職とで構成されておまして、若年性認知症の支援などを担当する認知症地域支援推進員とともに、各区1カ所の認知症強化型地域包括支援センターに設置をしております。

事業の概要でございますが、中段にございますように、家族や相談者の訴え等を受けて、認知症やその疑いがある方を初期集中支援チームが訪問し、その方の状態を把握し、必要な医療や介護サービスにつなげる支援を、最長で6カ月間集中的に行った後、必要な支援機関へ引き継ぐというものでございます。

次に、平成30年度の事業実績をご報告いたします。

4ページをごらんください。

左上の欄にありますように、支援件数は1,412件ございました。

右上の円グラフの世帯類型別で見ますと、対象者のおよそ半数がひとり暮らし世帯でした。

下の年齢階層別の棒グラフをごらんください。年齢は80歳から84歳がピークで405人となっており、全体の28.7%を占めます。

また、若年性認知症と言われる65歳未満の方も、一番左端ですけれども、51人おられました。若い年代の認知症は、発見が困難で対応がおくれがちとなりやすいと言われる中、本事業の早期発見機能による成果であると考えられます。

5ページの上段ですけれども、介入時点と介入後の介護度の変化を見たグラフでございます。介入時で介護保険未申請者は1,029人でありましたが、チームによる受診の同行や介護保険の申請等のさまざまな支援を行うことによりまして多くの方が申請に至っております。介護認定を受けた方のうち約80%が要介護1以下の軽度者でございました。

次に、7ページ上段の右側の円グラフをごらんください。支援終了後は、必要な支援が継続できるよう各支援機関に引き継ぎを行っておりますが、支援終了後の生活場所を見ま

すと、84%の方が在宅生活を継続できております。

9ページをごらんください。

これまでの実績等のまとめとなります。1の にありますように、例年、支援対象者の半数近くがひとり暮らしの高齢者であった中で、 に示しておりますとおり、例年、8割以上の方が在宅生活を継続できております。このことを考えますと、ひとり暮らし高齢者が多い本市におきまして、アウトリーチの手法によるこの取り組みは一定の効果があるものと考えております。

ですけれど、事業開始から4年目以上の先行3区と、開始3年目の21区のチームとの相談程度の比較をしたものですが、先行区では本人や家族から直接相談が持ち込まれる割合がふえておりまして、事業を継続する期間が長いほどチームが区に浸透していることが示唆されます。

課題としましては、地域に潜在する認知症の方はまだまだおられると推測されますが、支援件数としてはほぼ横ばいとなっておりますので、より一層、早期発見・早期支援につなぐために、引き続き認知症初期集中支援チームの周知や認知症についての正しい理解の啓発などの取り組みを行って、あわせて各地域課題の把握、分析を進めることにより、支援件数の増加を図ってまいりたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

認知症初期集中支援推進事業実施状況、昨年度の結果ですが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それじゃ続きまして、平成30年度生活支援体制整備事業の取組状況について、説明お願い。

事務局（新原）

高齢福祉課の新原でございます。よろしくお願いいいたします。

私からは、報告6といたしまして平成30年度の生活支援体制整備事業の取り組み状況ということでご報告をさせていただきます。

それでは、資料 をごらんいただきたいと思います。

資料 、1ページ目でございますが、事業の内容となっております。これをまとめさせていただいたものが、1ページをめくっていただきまして、3ページ目の横長の資料となっております。

3ページ目の資料をごらんいただきまして、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、行政サービスだけではなくて、民間企業、NPO、ボランティアなど、多様な事業主体による支援体制を構築するということでございます。

まず、生活支援コーディネーターを配置させていただきまして、協議体を設置し、運営をしているというところをごさいます。資料に記載のとおり、社会福祉法人や民間企業、

地域包括支援センター、社協でございますけども、などと協議体をつくり、連携を図りながら1から4の4つの事業を行うというところでございます。

4ページから5ページをごらんいただきたいと思います。

4ページ目の別紙1をごらんいただきますようお願いいたします。

30年度の実績でございます。まず、先ほど申し上げました協議体の設置状況でございますが、北区から24区全てに設置されているところでございます。設置の手法といたしましては、既設の会議体を活用して設置したところに「既設」、それと、新たな会議体を設置したというところに「新設」と記載をしております。

右側の2列のほうに、協議体とワーキングの開催時期、開催回数を記載しております。参画団体が全て参画し開催する会議体を協議体としておりまして、一部の団体のみが参加し、特定の議題について協議を行うことを目的とするものでありまして、協議体の事前会議としてコアメンバーのみ参加し開催する会議をワーキングとして掲載をしております。

平成30年度の合計開催回数といたしましては、別紙1のところ、5ページになりますが、合計件数で記載をしておるところでございます。協議体は1年間で76回、ワーキングは92回、開催をしているというところでございます。

生活支援コーディネーターの活動につきましては、地域包括支援センターと連携していく必要があるということで、先ほど来からもさまざまご指摘、ご意見等頂戴しているところでございますけれども、協議体のメンバーに地域包括支援センターを含む区は23区でございます。残る1区、住之江区でございますけれども、住之江区につきましては、既存の会議体でありますS A l i v eという実行委員会が、区の地域福祉を考える会としてございまして、この協議体には地域包括支援センターは含まれておりませんが、コーディネーターが区域の包括の地域ケア会議に出席をするなどしまして、連携した取り組みを行っているというところでございます。

また、浪速区につきましては、定期地域ケア会議を協議体としておりますけれども、地域ケア会議と生活支援コーディネーターの活動につきましては、例えば区レベルの地域ケア推進会議へ生活支援コーディネーターが参加するなど、取り組みを進めているというところでございますけれども、本市としましても連携した取り組みが推進できるように支援してまいりたいというふうに考えております。

6ページをごらんいただきたいと思います。

6ページ、別紙2でございます。字が細かいところがございまして、申しわけございません。平成30年度の地域資源・サービスの開発状況をまとめたものでございます。新規立ち上げと既存資源の拡充を合わせて開発数に記載をしております。

区名のすぐ右側の列の介護予防は、趣味、運動、学習、交流といった介護予防に係る取り組みの場、サービスの件数を記載しております。また、その右側のところの生活支援サービスの状況といたしましては、買い物支援や家事、外出などのサービスの創出件数を記

載しているところでございます。

具体的内容の主なものを右の一覧にそれぞれ記載をしております。例えば1行目、北区の地域住民向けカフェでありますとかふれあい喫茶などは、交流という介護予防サービスというところにカウントをしております。また、2行目でございます都島区の買い物支援、移動スーパーを創出しまして、スーパーが遠い地域を巡回しまして見守り活動を行うというサービスでございましたりとか、4行目の此花区でございますが、ミニトラックマーケットという買い物支援、これは百歳体操の時間に合わせて移動販売車により野菜等の販売を行うものなどがございますけれども、こういったものを具体的内容として記載をさせていただいております。

表の末尾に合計を記載しておりますが、介護予防につきましては全体で197件、生活支援は16件ということで、合わせまして全体で213カ所の支援・サービスの創出、または拡充を行っているところでございます。

すみません、2ページに戻っていただきたいと思っております。2ページのほうをよろしくお願いたします。

先ほどまでは実績ということでご報告をさせていただいたわけですがけれども、平成31年度、令和元年度になるわけですがけれども、取り組み方針ということで、1つ目に、高齢者の社会参加を通じた生活支援サービスの充実がますます求められるため、新たなサービス等の創出につながる取り組みを推進するというふうにありますように、実績では介護予防の取り組みが約90%を占める状況になっております。しかしながら、生活支援コーディネーターが地域高齢者に対して行ったアンケート調査などにおきましては、買い物支援や移動支援といった生活支援サービスの要望が多く寄せられているという状況もございません。今年度につきましても、ニーズを踏まえたサービス創出に重点的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、2つ目といたしまして、サービスの開発目標数は引き続き10カ所以上を目指すこととしておるところでございます。

そして、3つ目としまして、効果的に事業運営を行うために、事業計画書の提出を求めまして、四半期ごとに検証、見直しを行い、PDCAサイクルに沿った取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

また、資料にはございませんが、本市におけます生活支援体制整備事業のこれまでの活動内容を見える化しまして関係機関等に発信することで、今後のよりよい連携につなげるとともに、区を越えて取り組みを参考にし合うことができますよう、現在、市社会福祉協議会が中心となっていていただきまして、生活支援コーディネーターの実践事例を取りまとめた事例集の作成に取り組んでいるところでございまして、本年8月から9月ごろの完成予定となっているところでございます。

私のほうから、以上でご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

生活支援体制整備事業の取り組み状況についてご説明いただきましたが、いかがでしょうか。何かご質問なりご意見ございませんか。

これ、さっきの質問と関係あるんだけど、例えば、この人たちは区の地域ケア推進会議、そういうところには参画している。

事務局（新原）

それぞれ地域のコーディネーターが会議に入ったりとかいうことで、課題なんかをそこで取り上げて、新たなサービス創出なんかにつなげるようなところをお願いをしているところでございます。先ほど来からありましたように、なかなか連携度合いというのが薄いんじゃないかというご指摘もあるかもわかりませんが、これからも、先ほど申し上げましたような事例集などを参考にしまして、いろんな取り組みを共有しながらこの事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

白澤委員長

はい、どうも。というのは、地域づくりという意味では、地域ケア推進会議でやっていることと生活支援コーディネーター、一体的な議論しやないかんで、これは行政からも、例えば生活支援コーディネーター個人では入れてくれとなかなか言いにくいかもわからないと思うので、制度的にぜひそういうものをつなげていくというのは、事務局としてぜひサポートしてあげていただきたいなというように思います。

社協、来られているんで。どうですか。

西嶋委員

先ほどの包括の相談件数がふえているというのも、こういったこと、コーディネーターが会議に入らせてもらうのが一番いいと思います。じかにいろんなお話しできると思いますし。それと、包括の方にも、事例集を今つくらせていただいているので、そういったものを活用していただくということも、大きなことになっていくんじゃないかなというふうに思っております。

白澤委員長

そうですね。例えば、きょうの地域包括の資料が生活支援コーディネーターに渡ると、地域の課題ってどんなんがあるのかってわかるんだと思うんですね。ただ紙ベースだけではなくて、実感としてどういう議論をしてんのかというところに生活支援コーディネーターが一緒に入って、そしてそこでは協議体が一緒のところもあるし違うところもあるんだらうけれど、実際に地域の人たちと一緒にやっていく、そういう人たちともかかわりが持てるという意味では、ぜひ事務局として、そういう参加のサポートする仕組みをつくっていただくとうれしいなと思います。ぜひよろしくをお願いします。

ほかにご覧いませんか。

ちょっと時間をオーバーしていますが、最後の議題に入らせていただきます。

在宅医療・介護連携推進事業の取組状況について、説明をお願いします。

事務局（森）

健康局在宅医療担当課長の森でございます。

それでは、資料の をごらんください。

在宅医療・介護連携推進事業の取組状況について報告させていただきます。

在宅医療と介護の連携につきましては、高齢者の増加に伴いまして医療と介護の両方を必要とされるケースに対応するために、医療・介護の関係団体に連携いただきまして、多職種協働により在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を進めるということで、その推進に取り組んでいるところでございます。

資料、1ページの下段をごらんいただきたいんですが、まず事業の概要ということで説明させていただきます。

国が定める8つの事業項目と大阪市における取組み体制という説明になるんですけども、国におきましてアからクまでの8つの事業項目が設定されております。

大阪市におきましては、図の左側になりますが、ア、イ、カ、キの4項目は区役所を中心に実施しております。

図の右側のウ、エ、オ、この3項目につきましては専門性が高いということで、高齢者等在宅医療・介護連携相談支援事業といたしまして地区医師会様等に委託して実施しております。この事業は、各区に相談支援室を設置し、コーディネーターを配置して運営していただいております。

図の一番下になりますけれども、クの関係市区町村の連携という項目につきましては、広域的な課題でございますので健康局を中心に検討しております。

このように、区役所と相談支援室、健康局が連携しまして、地域での在宅医療と介護の連携推進に取り組んでおるという状況でございます。

資料、2ページをごらんください。

ここからは、まず区役所における取組み状況でございます。

アの地域の医療・介護の資源の把握でございますけれども、これにつきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会など医療関係団体及び介護事業の関係者あるいは団体にご協力をいただきながら、地域の医療、介護の支援の情報を収集、把握、整理しまして、医師会がマップにして共有・活用するものでございます。その取組み状況を記載しております。マップ等を作成していない区もございますけれども、その理由としましては、地図情報サイトのマップナビおおさかというものがございますけれども、その活用であったり、区ホームページへの掲載といったことが挙げられております。

2ページ下段のイ、課題の抽出と対応策の検討でございますが、地域の課題を抽出し、対応策等の協議をする、在宅医療・介護連携推進会議が各区役所で開催されておりまして、その会議における医療・介護関係者の参加状況を示しているものでございます。医師会、歯科医師会、薬剤師会及び地域包括支援センターには、24区ともご参加いただいている

という状況でございます。

続きまして、3ページ上段をごらんください。

ここでは、実施状況といたしまして、検討している項目の状況を示したものでございますけれども、項目1については全ての区で実施されておりました、2から5につきましては取り組みが進んでおるとい状況でございます。

3ページ下段の会議の内容でございますが、これにつきましては内容を10項目設定したもので、項目8の目標設定、項目9の取り組み評価、項目10の進捗管理は事業評価の項目で、当てはまる施策は平成29年度よりも増加しておるとい状況でございます。

4ページをごらんください。

対応策の具体化でございますけれども、これは抽出された課題への取り組みの進捗状況でございます、平成29年度と比べて対応策について具体化されていない区は減少し、対応策を実施し、評価及び改善を行っている区が増加したとい状況でございます。

下段の力、医療・介護関係者の研修についてですが、これは、地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じて多職種連携の実際を習得したり、介護職を対象とした医療関連の研修会の開催状況を示したものでございまして、未実施の1区がございますけれども、こちらにつきましては今年度開催予定ということでございます。

5ページ上段のキでございますけれども、地域住民への普及啓発につきましては、実施内容を項目別に示しております。状況といたしましては、全ての区におきまして項目2、もしくは3で、既に実施しているか、実施に向けた準備をしておるとい状況でございます。

資料5ページの下段からは相談支援室における取り組み状況でございます。

まず、ウの切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進でございますけれども、医療・介護の関係者や行政の協議により切れ目のない在宅医療体制が構築できることが本事業の目指す最終の姿であると考えておりますけれども、項目1については全ての区で着手されておりました、項目2から4につきましては国においても取り組み例として位置づけられているもので、未着手の区が減少し、取り組みが進んでおると考えております。

資料、6ページ上段のエでございます。医療・介護の関係者の情報共有の支援につきましては、情報の共有をするためのニーズやツールなどの確認等を行うものでございまして、項目1、2で取り組みが進み、項目3については未着手の区がなくなった状況でございます。

6ページ下段でございますけれども、オの在宅医療・介護連携に関する相談支援についてですけれども、まず、個別ケース相談としての相談者別の内訳でございます。相談者としましては、の病院からというのが最も多く、続きましての介護支援専門員、の地域包括支援センターの順となっております。

7ページ上段は相談内容の内訳でございます。これにつきましては医療に関する相談が7割を占めておりました、その中でも、下の右側に示しておりますように診療所や医師、

訪問診療できる医療機関に関する事など、主に医療の社会資源の情報に関する事が多くなっております。左側の介護に関する事につきましては、ケアマネジャーに関する事が多くなっているという状況でございます。

7ページ下段は関係機関との会議・研修等への参加状況でございます。会議への出席回数につきましては24区合わせまして延べ2,012回で、1区当たり平均84回となっております。地域ケア会議への参加は196回ということになっております。

資料、A3版の9ページから10ページの資料でございますねんけども、これは区別の状況をあらわしたものでございますので、またご参考に見ていただければと思います。

最後になりますけれども、健康局におきましては、引き続き、区役所実務者や相談支援室コーディネーターを対象にした研修会などを開催しましてスキルアップに努めてまいりますとともに、各種の情報提供などを通じまして取り組みを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

在宅医療・介護連携推進事業の取り組み状況のご報告いただきましたが、何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではご報告を終わらせていただきたい。

ほかに事務局から何かございますでしょうか。

事務局（青木）

では、事務局より、次回第2回運営協議会の日程についてお知らせをさせていただきます。第2回運営協議会は、評価部会を受けての開催となりまして、9月13日金曜日の開催を予定しております。第2回は、地域包括支援センター、総合相談窓口（ランチ）の評価結果などについてご審議いただく予定です。

以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。ということでございますから、ぜひよろしく願いいたします。それでは事務局のほうに返させていただきます。

司会

白澤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりましてご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和元年度第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会を終了とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。